

税制調査会会長 中里 実 様

特別委員 石井 隆一
(富山県知事)

個人所得課税等に関する意見

税制調査会（第14回総会）を所用により欠席しますので、書面にて下記のとおり意見を述べさせていただきます。

記

平成27年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2015」において定められた「経済・財政再生計画」では、低所得若年層・子育て世代の活力維持と格差の固定化防止のための見直し、働き方・稼ぎ方への中立性・公平性の確保、世代間・世代内の公平の確保など、経済社会の構造変化を踏まえた税制の構造的な見直しを早期に行うこととされています。

今後、少子化等の厳しい現状を抜本的に改善し、地方創生を推進していくため、個人所得課税における諸控除のあり方をはじめ、少子化対策に資する税制、東京一極集中の是正に向けて地方に人の流れを創り出す税制等について幅広く検討すべきであると考えます。

また、地方税務手続の電子化は、納税者の利便性向上と地方公共団体等の事務負担軽減に資するものであり、今後、一層の推進を図ることが必要と考えます。

本税制調査会においても、経済社会の構造変化を踏まえた税制のあり方について、具体的な議論が進められていますが、個人所得課税改革及び地方税務手続の電子化の推進に当たっては、以下の視点が重要と考えます。

1 個人所得課税改革について

(1) 個人住民税の充実・確保

人口減少や高齢化が地域毎に様々な様相で進行し、また、働き方が多様化し家族のセーフティネット機能が低下するという社会状況の変化がある中、地方創生の推進のためにも、各地方における経済・産業の活性化とあわせて、子育て、教育、医療、福祉、

環境、魅力あるまちづくり、防災などの地方公共団体が担当している地域の活性化、人づくり、社会的なセーフティネットなどの機能の充実が一層重要となっています。

このため、地方の行政サービスを支えるための基幹税としての個人住民税を充実・確保することを前提として、検討を進めるべきであると考えます。

(2) 個人住民税の性格を踏まえた検討

個人住民税は、「地域社会の会費」として地域社会の費用を住民がその能力に応じ広く負担を分任するという性格を有し、また、所得税と違い、比例税率化により応益課税としての性格が明確になっています。

個人所得課税改革の検討に際しては、このような個人住民税の性格を踏まえた検討が必要だと考えます。

(3) 働き方の多様化等を踏まえた個人所得課税のあり方

個人住民税の課税標準は、所得税の計算の例によって算定することとされており、給与所得控除や公的年金等控除等の所得計算上の控除は、納税者の利便にも配慮して所得税と同じとしています。このため、所得税と同様、働き方や収入の稼得形態によって所得計算の方法が異なります。

したがって、働き方の多様化等を踏まえた税制の構築に際して、所得税における検討と併せて、個人住民税についても検討することが必要だと考えます。

(4) 社会保障制度等への影響

個人住民税における課税・非課税の別や所得金額等は、社会保障制度等において各種給付等の基準として利用されているため、個人所得課税改革によるこれらの制度に与える影響についても留意する必要があると考えます。

2 地方税務手続の電子化の更なる推進について

電子申告については、既に全地方公共団体が eLTAX に対応し、地方法人二税をはじめとした各種税目に電子申告できる環境が整っていることから、今後、納税者の利便性向上や周知広報による更なる普及に取り組む必要があると考えます。

電子納税については、複数の地方公共団体に納税する事業者が利用する仕組みとするため、全国統一的なシステムを整備することが合理的であることから、全地方公共団体が共同利用する eLTAX の仕組みを活用した共通電子納税システム（共同収納）の導入に向けて、必要な制度上の措置が適切に講じられることが重要と考えます。